

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 28 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

健康フォローアップセンターに登録された者の報告について（再周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」）の5（2）④でお示ししているとおり、健康フォローアップセンターは、医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者の登録者数を毎日年代別に集計し報告することとしており、医療機関を受診し発生届の対象とならない者は、健康フォローアップセンターの登録者数の報告に含めないため、徹底をお願いいたします。